

中小企業等スマートワーク促進補助金に関する質疑及び回答について

1 応募要件について

【質問1】 中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業とは

下記のとおりです。

- ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ② 卸売業
資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ③ 小売業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ サービス業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【質問2】 中小企業等経営強化法第2条第5項で定義する特定事業者とは

下記のとおりです。

- ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種
常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人
- ② 卸売業
常時使用する従業員の数が400人以下の会社及び個人
- ③ 小売業
常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ④ サービス業
常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ただし、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業については常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人

【質問3】 デジタル技術活用事業とI o T・システム設備導入事業の両方に応募することは可能か。

複数の事業に応募することはできません。

どちらかの応募事業を選んで応募してください。

【質問4】 「みなし大企業」は補助対象外か

デジタル技術活用事業とI o T・システム設備導入事業の両方に応募することは可能か。

【質問 5】 本社機能（本部又は本部機能）の定義は何か

事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）、研究所（研究開発）または、研修所（人材育成）であって該当業務について全社的な業務を行う機能を有することとします。本社機能に該当する場合は、申請前に県の担当者まで相談してください。

【質問 6】 スマートワーク推進ネットワークに加入するには条件があるか。

本ネットワークの趣旨にご賛同いただけるすべての事業者・団体の方が加入いただけます。また、入会金や年会費等の費用の負担はありません。加入をご希望される場合は下記の URL より参加申し込みいただくか、参加申込書をメールもしくは FAX してください。

【スマートワーク推進ネットワーク】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62421.html>

【質問 7】 設備の調達先や委託事業者もネットワークに加入していなければならないか。

本補助金に応募される方はネットワークに加入していることが必要ですが、設備の調達先や委託事業者等の方がネットワークに加入している必要はありません。

【質問 8】 事業の対象となる期間について、事業の完了とはどこまでをいうか

本補助金に応募される方はネットワークに加入していることが必要ですが、設備の調達先や委託事業者等の方がネットワークに加入している必要はありません。

2 申請書類等について

【質問 9】 2021 年度の決算資料が締切日までに作成できない場合はどうすればよいか

2019 年度、2020 年度の決算報告書を添付してください。

【質問 10】 法人の設立が 2021 年度であり 2 期分の決算資料がないがどうしたらよいか

提出できない理由を記載した書面（任意様式）を提出してください。

【質問 11】 個人事業主の場合は、登記簿が提出できないがどうしたらよいか

個人事業主の場合は、登記簿の代わりとして税務署に提出された開業届の写しを提出してください。

【質問 12】 見積書は複数（見積合わせしたもの）提出する必要があるか。

補助金申請時には 1 者のみ添付いただければ結構です。

交付決定後、事業開始する際には、必要に応じて複数社による見積合わせを行っていただくこととなります。

【質問 13】 紙での提出の場合、各 10 部とはどのようにていしゅつすればよいか

正本1部、副本（複写）9部として、1部ごとにクリアファイルに入れて提出してください。

【質問14】 実施計画書（様式2）4. 実施体制について、どの範囲まで記載すればよいか。

評価の対象となりますので明確にお答えすることはできませんが、社内の担当部署・担当者、県内ICT企業や専門家に限らず、機器の発注先や共同で研究する相手など広くとらえていただき、必要であると判断した場合にはご記載ください。

【質問15】 実施計画書（様式2）5. 事業内容について、文字数やページ数の制限はあるか。

文字数やページ数の制限はありませんが、わかりやすいように記述してください。

【質問16】 評価項目及び評価内容について、各種支援機関や大学、研究機関と協働するとはどういうことか

その分野の専門家によるアドバイスや支援機関等による経営分析や課題の洗い出しなどが行われているかどうかを評価いたします。具体的には、事業内容や実施体制、補助事業に要する経費などを確認いたします。

【質問17】 評価項目及び評価内容について、クラウドサービスとはどういったものが対象となるのか

クラウドサービスとは、インターネットを通じて、様々なITサービスを提供するものの総称です。IaaS、PaaS、SaaS、DaaSのいずれも対象となります。

【質問18】 評価項目及び評価内容について、従業員の賃金上昇や勤務時間の削減等について数値目標とはどのように記載すればよいか

例えば事業内容に記載いただいたり、添付資料（経営戦略をまとめたものや従業員向けの通知文書など）などにより確認ができるものをご提出ください。

【質問19】 評価項目及び評価内容について、情報セキュリティ自社診断の結果はどのように提出すればよいか

プリントアウトしてチェックいただいた結果をスキャンしていただいたり写真にさせていただいたものを提出して下さい。

3 補助の対象について

【質問20】 補助対象となるIoT・AI・クラウド・RPA等の設備導入とは何か

IOT・AI・クラウド・RPAなどのデジタル技術の導入により、①遠隔監視、②遠隔保守、③遠隔制御、④データ分析、⑤業務の自動化等を行うことを想定した事業としてください。

【質問21】 既存設備の機能追加やリプレースは補助対象になるか

どちらも補助対象となります。ただし、既存設備への機能追加については、どの部分が機能を

追加した箇所かを把握できるように、機能を追加する前及び追加した後の状態を写真で記録するとともに、機能の追加に要した費用を経理書類で把握できるように整理をお願いします。

【質問 22】 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の対象となる経費は何か

専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費です。サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。他事業と共有する場合は補助対象となりません。

【質問 23】 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の補助対象期間は、利用開始した日から完了期限までの利用分か。

お見込みのとおりです。

1年分などのパッケージ品の場合、交付決定日（6月予定）から事業完了日までの月数で経費を按分いただきます。

【質問 24】 補助事業用のシステムを社内サーバーに構築する場合、サーバーの購入費は補助対象になるのか

サーバーは原則クラウドサービスを検討してください。やむを得ない場合は、補助事業のために必要十分な仕様とし、1台を補助対象とします。なお、サーバー購入費は、募集要領の別表の機械装置費に示す「専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（省略）及び機械に付随するソフトウェア」の購入に該当します。

【質問 25】 システム構築を一から設計、製作するのではなく、パッケージ製品の導入も対象になるのか

パッケージ製品の導入も対象となります。

【質問 26】 募集要領の別表の（注）5－（13）には、パソコン、タブレット端末やスマートフォンは、補助事業以外にも利用できるため、補助対象外とあるが、専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は補助の対象となるか

補助事業以外の使用になり得る、汎用性の高い機器の購入費は補助対象外となります。しかし、新たに機器を購入しないと補助事業ができない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、利用開始日から事業完了日までの経費を補助対象とします。

なお、汎用性の高い機器の使用を検討されている場合は、補助事業の内容がわかる資料とともに、申請前に県の担当者まで相談して下さい。

【質問 27】 I o T化した設備の購入は、補助対象となるのか

I o T化した設備の購入だけでは補助対象になりません。I o T化した設備の導入による①遠隔監視、②遠隔保守、③遠隔制御、④データ分析、⑤業務の自動化等を想定した事業とし

てください。

【質問 28】 補助事業者の従業員が情報システムをカスタマイズする場合は、デジタル変革推進事業の補助対象となるのか

本補助金では労務費を補助対象としておりませんが、デジタル変革推進事業に応募いただくことは可能です。

【質問 29】 中古装置の購入費は、補助対象経費として認められるか

募集要領別表（注）5－（13）に記載のとおり、中古市場における価格設定の適正性が明確でないため、中古品の購入費は補助対象になりません。

【質問 30】 システム開発の委託先は、県内の企業であり、ICT を主たる業としている会社である必要があるか。

システム開発の委託先は、県内 ICT 企業であることを必須としておりませんが、県内 ICT 企業等にシステム開発を委託する場合は、評価で加点いたします。

【質問 31】 デジタル変革推進事業のなかで、セキュリティ対策を行ってもよいか

セキュリティ対策のみでの申請は補助対象になりません。

事業内容の達成のためにデジタルツールの導入やシステム・IoT 機器の導入などに付随して実施することは可能です。

【質問 32】 デジタル変革推進事業に応募、または採択された場合、情報セキュリティ事業に応募することはできないか

デジタル変革推進事業に採択された場合でも、情報セキュリティ事業に応募することは可能です。